

## 第2期 遊佐町総合戦略の策定について

### 1. 背景

平成26年11月、東京への一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的として「まち・ひと・しごと創生法」が制定された。

本法に基づき、遊佐町においては、人口の現状と将来の展望を提示する「遊佐町人口ビジョン」及び平成27年度から令和元年度までの施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略」を策定し、様々な施策に取り組んでいる。

○まち・ひと・しごと創生法 抜粋

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第10条第2項

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
- 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

令和元年12月20日に、国では「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び、2020年度を初年度とする5か年の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）が閣議決定された。

第2期「総合戦略」においては、地方創生の目指すべき将来や今後5か年の目標や施策の方向性等を策定するとともに、人口減少や東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、将来にわたる「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すこととしている。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、国の「総合戦略」を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならない。地方創生の充実・強化に向けて切れ目ない取り組みを進めることが求められることから、次期「地方版総合戦略」の策定を進める必要があるとされている。

また、国の第2期「総合戦略」では、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第1期の成果と課題等を踏まえて、第1期の政策体系を見直し、次の4つの基本目標と2つの横断的な目標の元に取り組むこととしている。

【国の第2期「総合戦略」における基本目標と2つの横断的な目標】

基本目標1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

基本目標2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

横断的な目標1 多様な人材の活躍を推進する

横断的な目標2 新しい時代の流れを力にする

《国の第1期「総合戦略」の政策体系の見直し》

横断的な目標の追加

①多様な人材の活躍を推進する

多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進めるとともに、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を目指す。

②新しい時代の流れを力にする

地方における Society5.0 の実現に向けた技術（未来技術）の活用を強力に推進するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を原動力とした地方創生を推進する。

基本目標の見直し

①基本目標2：「地方とのつながりを築く」観点の追加

地域外から地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる、副業・兼業で週末に地域の企業・NPOで働くなど、その地域や地域の人々に多様な形で関わる人々、すなわち「関係人口」を地域の力にしていくことを目指すなど、地方とのつながりの強化に向けて、地域に目を向け、地域とつながる人や起業を増大させることを目指す。

②基本目標1、4：「ひとが集う、魅力を育む」観点の追加

稼げる地域をつくり、賃金ややりがいの面で魅力的なしごとの場を地方に創出するとともに、地域における所得の向上を実現する。また、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実に取り組む。

多様なアプローチの推進

地域が抱える課題、事情は様々であることを踏まえ、従来の「しごと」起点のアプローチに加え、地域の特性に応じて、「ひと」起点、「まち」起点という様々なアプローチを柔軟に行い、まち・ひと・しごとの好循環をつくり出していく。

町では計画期間の最終年度となる今年度において、更なる地方創生の取組を継続・発展させていくため、第1期「遊佐町総合戦略」の取組の実施状況について検証を行う。次期総合戦略の策定にあたっては、国の基本目標や政策体系の見直しを参考にしつつ、町の取組みの実情を踏まえながら、人口、経済、地域社会の課題に継続的に取り組んでいく。

## 2. 第2期総合戦略策定の方針について

当初計画では、第2期「遊佐町総合戦略」を令和元年度中に策定するとしていたが、昨年12月に閣議決定された、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び山形県の総合戦略（第4次山形県総合発展計画）を勘案して策定しなければならないことから、今年度内の完成が見込めないため、第1期総合戦略の計画期間を1年間延長する。

○地方版総合戦略等の進捗状況等に関するQ&A より抜粋

(2019.3.27 第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する検証会資料)

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立つて取り組む必要があるため、地方版総合戦略の計画期間は、可能な限り、国の次期「総合戦略」の計画期間に合わせていただきたいと思います。地方創生の取組の基本的な計画である地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を策定することも、やむを得ないものと考えています。

## 3. 策定に向けた考え方について

○主な施策について

- ・第1期総合戦略に掲げている施策を基本とする。

○人口の将来展望について

- ・「遊佐町人口ビジョン」で示した、2060年に8千人という将来人口の展望は、国の長期ビジョン、県の人口ビジョンを参考にしながら、次期計画の策定作業を進める中で改めて検討する。
- ・検討にあたっては、2015年国勢調査を受けた内容での時点修正を基本とする。

○延長する期間の数値目標・KPIの設定について

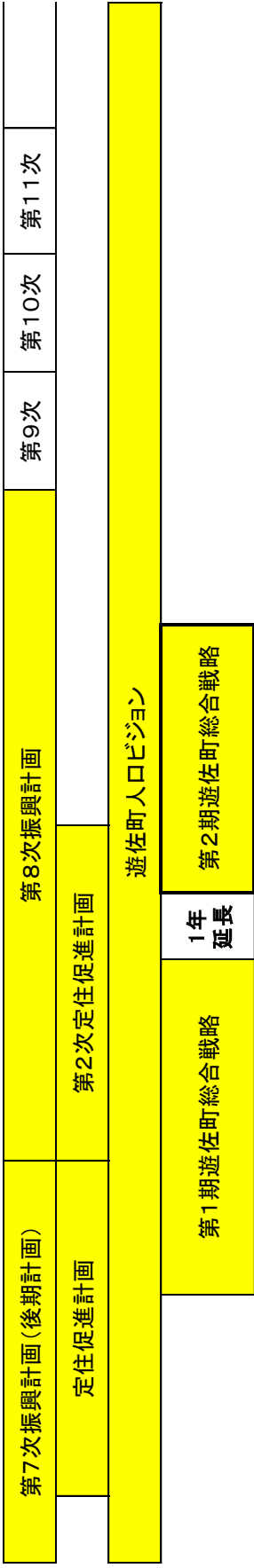
- ・基本的には第1期総合戦略の方向性を引継ぎつつ、期間延長分の目標を設定する。
- ・現時点で、各課より令和2年度から6年度までの次期計画案（対象事業、指標項目、数値目標）が提出されていることから、延長する令和2年度については、この次期計画案に基づき事業を実施し、年度末にその進捗状況の整理・分析を行う。

○第2期総合戦略の計画期間について

- ・国の計画期間に合わせるため、令和3年度を初年度とする6年度までの4カ年の計画とする。

○ 遊佐町総合戦略(地方版総合戦略)と総合発展計画(振興計画)の関係図

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9~18	R19~28	R29~38	~R42 (2060年)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----	----	----	-------	--------	--------	-----------------



○ 遊佐町総合戦略(地方版総合戦略)策定・推進のイメージ図

